

社会福祉法人光紀会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年2月1日～令和10年1月31日

2. 内容

目標1 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

<対策>

- 令和6年2月～ 職員会議において制度内容等を周知
- 令和6年2月～ 管理職を対象とした研修の実施

目標2 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の周知を図る。

<対策>

- 令和6年2月～ 制度内容等について資料の配布などにより職員に周知
- 令和6年2月～ 管理職を対象とした研修の実施